



# プレスリリース

令和4年11月9日

環境政策課

(内 2347)

## 令和3年度の大気環境の測定結果について

大気汚染防止法等に基づき、関係機関（県、松山市、四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、大洲市）が実施した令和3年度の大気環境の測定結果について、次のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

### 1 大気測定局における常時監視結果

常時監視測定局における、環境基準の達成状況は、二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・二酸化窒素・一酸化炭素・微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)については、それぞれ100%を達成した。

光化学オキシダントについては、達成率0%であり、全国的にも低い状況（R2全国の達成率0.2%）となっている。

なお、光化学スモッグ注意報等の発令やPM<sub>2.5</sub>の注意喚起の実施はなかった。

項目	環境基準達成率		備考
	R3	R2	
二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素	100%	100%	・全測定局（項目により4～25カ所）で環境基準を達成
光化学オキシダント	0%	0%	・11カ所全局で非達成 ・全国の状況（R2達成率0.2%）と同様に低い状況
微小粒子状物質（PM <sub>2.5</sub> ）	100%	94%	・17カ所全局で環境基準を達成 ・全国の状況：R2達成率98.3%

### 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）測定結果

（単位：μg/m<sup>3</sup>）

市町名	測定局	年平均値	日平均値	環境基準達成状況
四国中央市	川之江	9.8	23.5	○
	伊予三島	10.7	23.2	○
新居浜市	金子	11.0	23.9	○
	中村	9.8	22.3	○
西条市	西条	11.7	23.9	○
	東予	9.0	21.5	○
今治市	今治旭	10.7	23.0	○
松山市	富久町	12.9	26.3	○
	和気	10.2	22.8	○
	味生	9.2	20.4	○
	朝生田	11.2	23.5	○
	垣生小学校	10.2	21.1	○
松前町	松前	9.3	20.0	○
久万高原町	久万高原	7.1	17.3	○
大洲市	大屋	10.9	26.3	○
八幡浜市	八幡浜	8.7	20.8	○
宇和島市	宇和島	7.9	19.1	○

※環境基準：1年平均値が15μg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1日平均値の年間98%値が35μg/m<sup>3</sup>以下であること。

## 2 有害大気汚染物質調査結果

環境基準項目（ベンゼン等）については、全ての地点で環境基準を達成した。

また、指針値設定項目（アクリロニトリル等）については、ヒ素及びその化合物が3地点中1地点において指針値を超過したが、過去の測定値の範囲内であった。その他の項目は、全て指針値を達成した。

その他の優先取組物質については、全2地点で過去の測定値の範囲内であった。

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

項目 (地点数)	物質名	調査結果	基準値等 (年平均値)
環境基準 設定項目 (2地点)	ベンゼン	0.35～0.68	3
	トリクロロエチレン	0.052～0.054	130
	テトラクロロエチレン	0.034～0.037	200
	ジクロロメタン	0.34～0.36	150
指針値 設定項目 (2～3地点)	アクリロニトリル	0.017～0.073	2
	塩化ビニルモノマー	0.011～0.096	10
	ニッケル化合物	0.0015～0.0038	0.025
	水銀及びその化合物	0.0018～0.0022	0.04
	クロロホルム	0.024～0.028	18
	1,2-ジクロロエタン	0.030～0.044	1.6
	1,3-ブタジエン	0.0083～0.015	2.5
	ヒ素及びその化合物	0.00092～0.0092	0.006
	マンガン及びその化合物	0.0070～0.014	0.14
	塩化メチル	1.0～1.3	94
アセトアルデヒド	2.0～2.3	120	
その他 優先取組 物質 (2地点)	ホルムアルデヒド	1.6～1.8	—
	ベリリウム及びその化合物	0.000012～0.000014	—
	クロム及びその化合物	0.0018～0.0023	—
	ベンゾ[a]ピレン	0.000093～0.00027	—
	トルエン	1.6～4.4	—

## 3 大気中のダイオキシン類調査結果

県内6カ所の定点において、全地点で環境基準を達成した。

(単位： $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ )

採取場所	調査結果			環境基準
	夏季	冬季	平均	
四国中央市	0.0077	0.0060	0.0069	0.6以下
新居浜市	0.0065	0.0055	0.0060	
西条市	0.0062	0.0052	0.0057	
今治市	0.0078	0.0050	0.0064	
八幡浜市	0.0025	0.0030	0.0028	
宇和島市	0.016	0.013	0.015	

## 大気汚染常時監視測定局及び測定項目

市町	番号	測定局名	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	オキシダント	一酸化炭素	PM2.5
四国中央市	1	吉祥院	○	○				
	2	川の江	△	△	○	○		○
	3	寒川	△	△				
	4	伊予三島	○	○	○	○		○
	5	土居	○	○				
新居浜市	6	金子	○	○	○	○		○
	7	新居浜工高	○	○				
	8	中村	○	○	○	○	○	○
	9	高津	△	△	△	△		
	10	泉川			△	△		
	11	多喜浜	△	△				
西条市	12	飯岡	○	○				
	13	西条	○	○	○	○		○
	14	禎瑞	△	△				
	15	東予	○	○	○	○		○
	16	石根	○	○				
	17	丹原	○	○				
	18	来見	△	△				
今治市	19	今治旭						○
	20	今治	△					
松山市	21	富久町	△	△	△	△		△
	22	和気	△	△	△			△
	23	味生	△	△	△			△
	24	本町消防					△	
	25	垣生小学校	△	△	△	△	△	△
	26	朝生田	△	△	△	△	△	△
松前町	27	松前						○
久万高原町	28	久万高原						○
大洲市	29	大屋	○	○				○
	30	港務所	△	△				
八幡浜市	31	八幡浜						○
宇和島市	32	宇和島						○
合計			25	24	13	11	4	17

※○：県設置、△：市設置

※今治旭、久万高原、八幡浜、宇和島局は平成26年2月1日から運用開始

## 【参考】

### 大気汚染物質に係る環境基準について

物質	環境上の条件	環境基準の評価方法
二酸化いおう 昭和44年2月 (昭和48年5月改正)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成。ただし、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した時は、上記に関係なく環境基準非達成。
一酸化炭素 昭和45年2月	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成。ただし、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した時は、上記に関係なく環境基準非達成。
浮遊粒子状物質 昭和47年1月	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年間の日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であれば環境基準達成。ただし、日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超える日が2日以上連続した時は、上記に関係なく環境基準非達成。
二酸化窒素 昭和48年5月 (昭和53年7月改正)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間の日平均値の98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成。
光化学オキシダント 昭和48年5月	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間(5~20時)の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成。
微小粒子状物質 平成21年9月	1年平均値が15 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であること。	年間平均値が長期基準の15 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、年間の日平均値の98%値が短期基準の35 $\mu$ g/m <sup>3</sup> 以下であれば環境基準達成。